

<輸出者又は生産者が作成する原産品申告書記載要領>

同一の原産品の2回以上の輸送のために作成される場合には、当該申告が適用される期間（12箇月を超えない期間）を記載する。そのような期間の適用がない場合には、この欄は空欄。

日本国の輸出者の場合には、日本国の法人番号とする。輸出者が番号を割り当てられていない場合には、この欄は空欄とすることができる。

(Period : from ..... to .....)

産品の原産地を記載する。

"the European Union" or "Japan"

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No ..... ) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ..... preferential origin.

(Origin criteria used)

場所及び日付は、文書自体に含まれる場合には、省略可。

(Place and date)

場合に応じて、以下の一又は二以上の記号を記載する。

完全生産品 : 「A」

原産材料のみから生産される産品 : 「B」

品目別規則を満たす産品 : 「C」

なお、「C」の場合には、実際に適用する品目別規則に応じて以下の数字を追加的に記載。

関税分類変更基準 : 「1」

付加価値基準 : 「2」

加工工程基準 : 「3」

付録 3-B-1 第 3 節の規定を適用 : 「4」

「累積」 : 「D」

「許容限度」 : 「E」

(Printed name of the exporter)